

〔（出生時）育児・介護〕休業取扱通知書

殿

年 月 日

事業所名

事業所長

⑨

あなたから 年 月 日に〔（出生時）育児・介護〕休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕がありました。育児・介護休業等に関する規程（第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条及び第13条）に基づき、その取扱いを以下のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には以下の事項の若干の変更があり得ます。）。

1 休業の期間等	<p>(1)適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで（出生時育児・育児・介護）休業してください。</p> <p>(2)申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を 年 月 日にしてください。</p> <p>(3)あなたは以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>〔 〕</p> </div> <p>(4)あなたが 年 月 日にした休業申出は撤回されました。</p> <p>(5)（介護休業の場合のみ）申出に係る対象家族について介護休業ができる日数は通算93日です。今回の措置により、介護休業ができる残りの回数及び日数は、（ ）回（ ）日になります。</p>
2 休業期間中の取扱い等	<p>(1) 休業期間中は給与を支払いません。</p> <p>(2) 所属は_____のままとします。</p> <p>(3) あなたの社会保険料等本人負担分は、休業を開始することにより、給与から天引きができなくなりますので、月ごとに組合から支払い請求書を送付します。指定された日までにお支払いください。</p>
3 休業後の労働条件	<p>(1) 昇給は休業の取得状況に応じて逡減します。</p> <p>(2) 一時金は算定対象期間の休業取得状況に応じて逡減します。</p> <p>(3) 退職金の算定にあたっては、休業期間は勤続年数から控除します。</p> <p>(4) 年次有給休暇は権利発生のための出勤率の算定にあたっては、休業期間も出勤したものとみなします。</p>
4 その他	<p>(1) お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に所属長を通じて事業所長に電話連絡をしてください。</p>